

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない イベントの開催について

別紙2

収容定員設定あり

収容率50%超^{※1}であるが
参加予定人数^{※2} 5,000人以下

⇒A

収容率50%以下

⇒A^{※3}

収容率50%超かつ
参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※2 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※3 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。